

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	21
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目名	公害防止用設備に対する課税標準の特例(畜産業)
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 公害防止用の施設又は設備に係る課税標準の特例措置 ・特例措置の内容 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の処理施設(課税標準を1/3)
関係条文	地方税法附則第15条第2項
減収見込額	(初年度) - (▲301) (平年度) - (▲287) (単位:百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 応急的な措置で、簡易対応による家畜排せつ物法の管理基準に対応した畜産農家に対して、より持続的で環境保全効果が高く、また硝酸性窒素等の暫定排水基準の強化に伴い新たに必要となる汚水処理施設の導入を政策的に誘導することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 汚水処理施設の整備の推進は畜産業全体の健全な発展への寄与とともに、国民の健康の維持や生活環境等の保全にとって欠かせない極めて公益性の高い施策であり、特に平成25年7月から、水質汚濁防止法における有害物質である硝酸性窒素等の暫定排水基準の強化が見込まれることから、政府としての積極的な関与が不可欠。汚水処理施設の整備には、一般的に多額の費用を要するものの、当該施設は生産性向上にほとんど寄与しない。また、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響等もあり、畜産農家の経営は厳しい状況にある。以上のことから、本特例措置による課税標準は、施設の取得に伴い生じる後年度負担(固定資産税)の軽減という観点から、特に養豚、酪農経営に対する施設整備に係る決断を促す大きなインセンティブとなるものである。</p>
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月）により、水質汚濁防止法施行令で指定された「特定施設」を設置している「特定事業場」からの公共用水域への排出、及び地下水への浸透を規制している。水質汚濁防止法に係る、「排水基準を定める省令」により、有害物質等に係る排水基準が定められているが、畜産農業においては、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」により、平成 25 年 6 月まで硝酸性窒素等の暫定排水基準が定められているが、今後、暫定排水基準の強化が見込まれる（平成 25 年 7 月以降）。このため、排水基準の強化に対応可能な汚水処理施設の導入が必要である。
	政策の達成目標	今後見直しにより規制の強化が見込まれる水質汚濁防止法に係る排水基準の達成を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年延長を要望
	同上の期間中の達成目標	公害防止設備の取得を促進し、各環境負荷物質の環境基準達成率の一層の向上を図る。
	政策目標の達成状況	現在の水質汚濁防止法に係る畜産の暫定基準は概ねクリアされているが、今後規制の強化が見込まれる水質汚濁防止法への対応は十分ではない。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 24 年度適用件数見込 44 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	応急措置である簡易対応により家畜排せつ物法の管理基準をクリアした農家等について、経営規模や地域の実情に応じ、より持続的で環境保全効果の高い汚水処理用設備の導入が促進されるとともに、今後硝酸性窒素等の暫定排水基準の強化が見込まれることから、適切に対応可能な汚水処理用設備の整備が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業 107 億円の内数 政策的金融支援を利用して、共同で家畜排せつ物処理のための施設等を整備する場合に、融資残補助を実施。また、畜産経営環境調和資金を利用して、個人で施設整備する際の利子助成を実施。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置との重複はない。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は昭和 40 年代に創設されたものであるが、初期の規制対象が主として貴金属や化学合成物質等いわゆる公害原因物質であったのに対し、近年は環境保全への関心の高まりや新たな化学的知見により、畜舎排水に豊富に含まれる有機物、窒素、リン等のいわゆる富栄養化原因物質や新たな健康影響物質へ規制対象が拡大されている。</p> <p>このため、畜舎排水に対する実質的な規制は、比較的近年から開始され、その後も処理技術の向上等とともに段階的に強化されている。</p> <p>本特例措置は創設から長期間が経過しているものの、近年の社会的要請に基づいた環境規制の強化という外的要因によって、新たな汚水処理用設備の整備が必要な状況にあることから、現時点においても、本特例措置の妥当性は高い。</p>
	ページ	21 — 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成18年度 72件 減税額 390百万円 平成19年度 87件 減税額 380百万円 平成20年度 87件 減税額 373百万円 平成21年度 51件 減税額 355百万円 平成22年度 51件 減税額 336百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用により事業者の負担が軽減されることから、公害防止用施設の設置が進み、環境負荷物質の排出が削減される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>応急的な簡易対応により管理基準をクリアした農家について、経営規模や地域の実情に応じ、より持続的で環境保全効果の高い汚水処理用設備の導入を促進するとともに、今後強化が見込まれる水質規制に対して適切に対応可能な汚水処理用設備の整備を促進する。 特に、①平成22年7月に強化が見込まれる硝酸性窒素に係る排水基準、②今後強化が見込まれる総量規制に係る規制値（有機物、窒素、リン）、③湖沼水質保全特別措置法による湖沼への流入規制等に対し、適切に対応可能な汚水処理用設備の整備を促進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>畜産農家等の汚水処理用設備の整備という点については、本特例措置をはじめとした政策手段の活用により整備が促進され、野積み・素掘りは概ね解消されたものの、応急措置である簡易対応は多く残っている状況となっている。 また、平成25年度に見込まれる水質汚濁防止法に係る硝酸性窒素等の暫定排水基準の強化については、本特例期間中には新たな基準が不明だったことから、経営状況の悪化と相まってほとんどの畜産農家において対応は先送りされている模様であるが、今後、暫定排水基準の強化が見込まれることから、汚水処理施設の整備が進むものと考える。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和44年創設。以降、適宜延長。 ・平成17年度税制改正にて、平成17年4月1日から平成17年度末まで延長（1年） ・平成18年度税制改正にて、平成18年4月1日から平成19年度末まで延長（2年） ・平成20年度税制改正にて、平成20年4月1日から平成21年度末まで延長（2年） ・平成22年度税制改正にて、平成22年4月1日から平成23年度末まで延長（2年）